

職業紹介業務個人情報適正管理指針  
(公益財団法人ふるさと島根定住財団 無料職業紹介所)

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、UI ターン推進課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときには、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。  
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者から知り得た個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際、求人情報に関するメールマガジンを配信する際、職業紹介で求職者に開示の承諾を得た業務提携先に提供する際等に使用することとする。
5. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適正な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。
6. 当財団の職業紹介業務で保有する個人情報は、この方針に定めるもののほか、公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規程の規定により適正に取扱うものとする。

附 則

この方針は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 職業紹介業務個人情報適正管理指針

(公益財団法人ふるさと島根定住財団 石見事務所 無料職業紹介所)

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、無料職業紹介業務担当職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときには、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。  
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者から知り得た個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際、求人情報に関するメールマガジンを配信する際、職業紹介で求職者に開示の承諾を得た業務提携先に提供する際等に使用することとする。
5. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適正な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。
6. 当財団の職業紹介業務で保有する個人情報は、この方針に定めるもののほか、公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規程の規定により適正に取扱うものとする。

### 附 則

この方針は令和6年4月1日から施行する。

職業紹介業務個人情報適正管理指針  
(公益財団法人ふるさと島根定住財団  
しまね移住支援サテライト東京 無料職業紹介所)

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、無料職業紹介業務担当職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときには、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。  
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者から知り得た個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際、求人情報に関するメールマガジンを配信する際、職業紹介で求職者に開示の承諾を得た業務提携先に提供する際等に使用することとする。
5. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適正な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。
6. 当財団の職業紹介業務で保有する個人情報は、この方針に定めるもののほか、公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規程の規定により適正に取扱うものとする。

附 則

この方針は令和6年4月1日から施行する。